

# ご存じですか 国民年金の あんなことこんなこと

納めていただいた国民年金保険料は、すべて社会保険料控除の対象になります

国民年金保険料は、所得税などを算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として、課税所得から差し引かれます。控除の対象となるのは、今年1月から12月までに納めた保険料の合計です。過去に納め忘れていた期間や免除を受けていた期間の保険料を納めた場合も、控除の対象になります。

年末調整や確定申告の際には、社会保険庁が発行する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、または領収証書が必要です。

これらの証明書は、11月上旬社会保険庁から発送されます。発送時期は、平成19年1月から9月までに国民年金保険料の納付がある人が対象となります。なお、10月以降に初めて納付された人への証明書の発送は、平成20年2月になります。

30歳未満の人は、若年者納付猶予制度があります

30歳未満の人で、本人とその配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則として、7月から翌年6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受けるために必要な期間（支給資格期間）に算入されます。また、万一のときに支給される障害基礎年金や、遺族基礎年金を受けるために必要な支給資格期間にも算入されます。

申請できる人  
◆前年所得（平成18年所得）の少ない人  
※所得の目安 単身世帯57万円、夫婦世帯92万円  
◆平成18年4月以降に失業、倒産、天災などにあつた人  
◆障害者または寡婦であつて、前年所得が125万円以下の人

### 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

所得税法などの改正により、年末調整や確定申告の際には、社会保険料を納めたことを証明する書類の添付が義務付けられています。社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、社会保険庁が発行する国民年金保険料を納付された額の証明書です。

申請先 国保年金課  
問い合わせ先  
▼国民年金保険料や免除制度について 彦根社会保険事務所 国民年金業務課 ☎23-1114番  
▼年金給付、年金相談について 同事務所年金給付課 ☎23-1116番  
▼ファクスでの問い合わせ 彦根社会保険事務所 FAX 23-030308番

## スポーツ施設の利用料が助成されます

高齢者が年齢に応じた適切な運動を行うことで、介護が必要な状態になることや、介護の状態が悪化するのを防ぐことができます。国介護福祉課では、高齢者がスポーツ施設を利用する場合に、費用の一部を助成します。

対象 65歳以上の彦根市の介護保険被保険者（要介護認定の有無は問いません）  
※介護保険料の滞納がある人は対象外です。

助成額 施設利用料の2分の1  
※助成限度額は、1年度について、一人3,000円

対象施設 フィットウイール彦根（開出今町）、ピバシティ彦根 スポーツプラザ810（竹ヶ鼻町）

※フィットウイール彦根は、スポーツ講座の受講に限りません。  
申請方法 施設利用料（受講料）の領収書、印鑑、介護保険被保険者証と振込先の金融機関口座の分かるものを持って、国介護福祉課まで申請してください。領収書がない場合は、施設で支払いの証明になるものをもってください。

問い合わせ先 国介護福祉課 ☎23-0660番、FAX 26-1708番

## 琵琶湖・淀川河川整備に「ご意見」

国土交通省近畿地方整備局 琵琶湖・淀川の、今後の河川整備に関するご提案やご意見をお寄せください。国が予定している河川整備計画の原案や、計画についての説明会のご案内は、琵琶湖河川事務所のホームページをご覧ください。

意見提出方法 はがきかファクス、Eメールで淀川水系河川整備計画原案ご意見受付係（〒541-0690 船場郵便局 私信箱82号）へ

問い合わせ先 国土交通省近畿地方整備局淀川水系河川整備計画原案ご意見受付係 ☎06-4904-23220番、FAX 06-4904-22434番、Eメールの送信は <http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/seibij/index.html> からお入りください。ホームページ： <http://www.biwakokasen.go.jp/>



## お忘れなく 新一年生の就学時健康診断

来春、小学校に入学する幼児（平成13年4月2日～同14年4月1日生まれ）を対象に、次のとおり就学時健康診断を実施します。

実施日と会場となる小学校

- 11月1日(木) 佐和山小学校
- 5日(月) 金城小学校
- 6日(火) 鳥居本小学校
- 7日(水) 稻枝東小学校
- 8日(木) 城東小学校
- 12日(月) 稻枝北小学校
- 13日(火) 城南小学校
- 19日(月) 平田小学校
- 20日(火) 城陽小学校
- 21日(水) 若葉・高宮小学校
- 22日(木) 城北小学校
- 27日(火) 河瀬・稻枝西小学校
- 28日(水) 旭森小学校
- 29日(木) 城西・亀山小学校

受付時間 いずれも午後1時30分～同2時  
保護者の皆さんには、事前に就学時健康診断通知書、健康診断票と保健調査票を送りますので、必要事項を記入して、当日必ずお持ちください。  
なお、受診していただく日と会場は通知によりお知らせします。指定された日に受診できな

い場合は、会場となる小学校と、変更して受診する小学校に連絡のうえ、受診してください。  
また、実施日までに通知書が届かなかつたり、記載された事項に誤りがあるときは、国教育委員会保健体育課までご連絡ください。

問い合わせ先 国教育委員会保健体育課 ☎24-7971番、FAX 23-9190番

## 「くまのぼん」琵琶湖海区漁業調整委員会委員選挙人名簿

毎年9月1日現在で、本人の申請によって琵琶湖海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を調製することになっています。この名簿の縦覧を行います。

◆登録者名簿の縦覧◆  
期間 10月20日(土)～11月3日(日)の午前8時30分～午後5時

場所 国選挙管理委員会事務局（市役所4階）、土・日曜日、祝日は庁舎西口宿直室  
※登録資格 市内に住所か事業所がある人で、1年に90日以上漁船を使用して漁業を営むか、漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕または養殖に従事し、今年の12月5日現在で20歳以上の人などです。

問い合わせ先 同事務局 ☎30-6131番、FAX 22-1398番

## 都市計画法に基づく開発許可制度が一部改正されます

市都市計画課

今日の人口減少・高齢社会のなかで、人や施設の郊外への拡散を抑え、街の機能を集約したコンパクトな都市構造の実現を目指すことを目的に、平成19年11月30日から都市計画法が改正されます。改正に伴い、開発許可制度が一部改正されます。

主な改正点

- ①これまで開発許可が不要とされていた社会福祉施設、医療施設、または学校を建設する目的で行う開発行為は、新たに開発許可が必要となります。
- ②市街化調整区域の周辺に居住している人が利用する病院の建設など、一定の公益上必要な開発行為の許可基準が追加されます。
- ③これまで開発許可が不要とされていた国、県などが行う開発行為についても、開発許可が必要となります。
- ④市街化調整区域内において、5ヘクタール以上の大規模な開発行為については、許可基

Re-Discovery & New-Creation

**国宝・彦根城築城400年祭**

期間：～十一月二十五日(日)

## 特別展「招き猫展」が始まりました

期間 ～11月25日(日)  
場所 彦根城天秤櫓

招き猫は、彦根藩2代藩主・井伊直孝が、鷹狩りの途中、猫に導かれ、雷雨を逃れたという豪徳寺（東京都世田谷区）の故事にルーツがあると言われています。その後、招き猫は、招福開運のシンボルとして広まりました。

そこで、招き猫との関わりが深い全国の社寺や、焼物の産地別、郷土玩具など、テーマ別に約300点の「招き猫」を一室に集めて展示しています。国宝・彦根城築城400年祭期間中に天秤櫓で行われる最後の特別展になります。ぜひ、ご覧ください。

▲天秤櫓で開催されている特別展「招き猫展」